

基本目標2 循環型社会の実現

1 板橋区の現状

区民一人当たりの一日のごみ排出量は大きく減少し、目標値である598gを達成することができましたが、資源の回収量も減少しているため、リサイクル率はほぼ横ばいで推移しています。

また、循環型都市をめざして、ごみとなるものをできる限り減らし、再資源化可能なものは資源として循環させる取組を進めるために2024（令和6）年4月から可燃ごみとして回収していたプラスチックを資源として回収する取組を実施しています。

今後、これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会へと転換していくことが必要とされています。そのため、区民の3R行動（リデュース・リユース・リサイクル）を定着させていくとともに、ごみの発生抑制・資源循環の取組を進めます。

また、区内全域に拡大したプラスチック再資源化事業等、資源循環施策を推進し、さらなるごみの減量とリサイクル率の向上を図っていきます。

活動指標

指標名	基準年値 平成27年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗率	進捗度
区民一人当たりの一日の ごみ排出量※1	689 g※3	↓	598 g※4	622 g	598 g	100%	順調
リサイクル率※2	21.5 %※3	↑	28.0 %※4	22.0 %	21.8 %	4.6 %	漸進

※1 この指標は、1年間のごみ・資源排出量の合計から、区内人口（10月1日現在）及び1年間の日数を割り返し算出したものとなります。

※2 この指標は、発生した不用物のうち、どれくらいリサイクルされたかを示す指標として、以下の方法により算出しています。

※3 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の基準年値（2015（平成27）年度）

※4 「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」の目標値（2025（令和7）年度）

$$\text{リサイクル率} = \frac{\begin{array}{l} \text{行政による資源化量} + \text{集団回収量} + \text{オフィスリサイクル回収量}^* \\ + \text{商店街リサイクル回収量}^* + \text{不燃ごみ処理資源化施設等における資源化量} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{行政による収集ごみ量} + \text{行政による資源回収量} + \text{集団回収量} \\ + \text{オフィスリサイクル回収量}^* + \text{商店街リサイクル回収量}^* \end{array}} \times 100$$

※ オフィスリサイクル・商店街リサイクル事業は2022（令和4）年度をもって事業終了のため、2023（令和5）年度リサイクル率の算出には含まない。

参考データ

図2-2-1 区民一人当たりの一日のごみ排出量

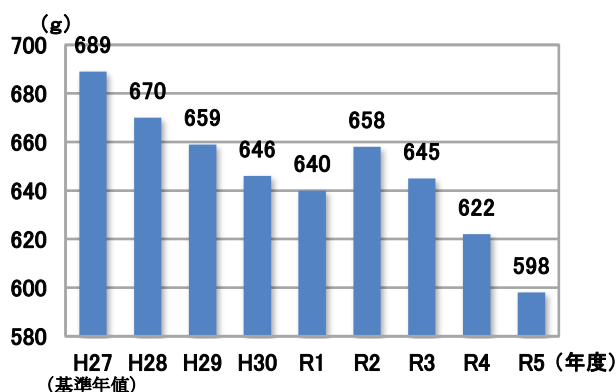
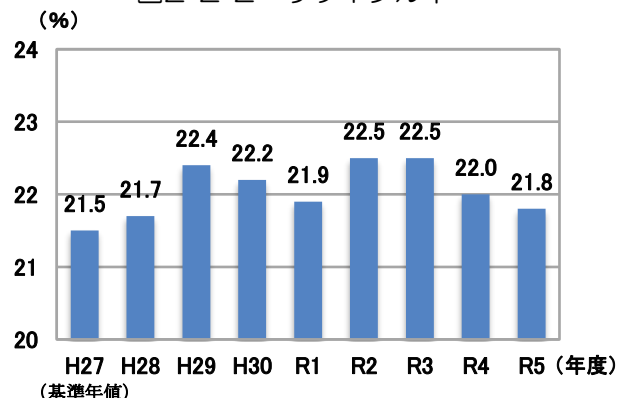


図2-2-2 リサイクル率



2 環境施策の活動状況

(1) 板橋かたつむり運動の推進



板橋かたつむり運動

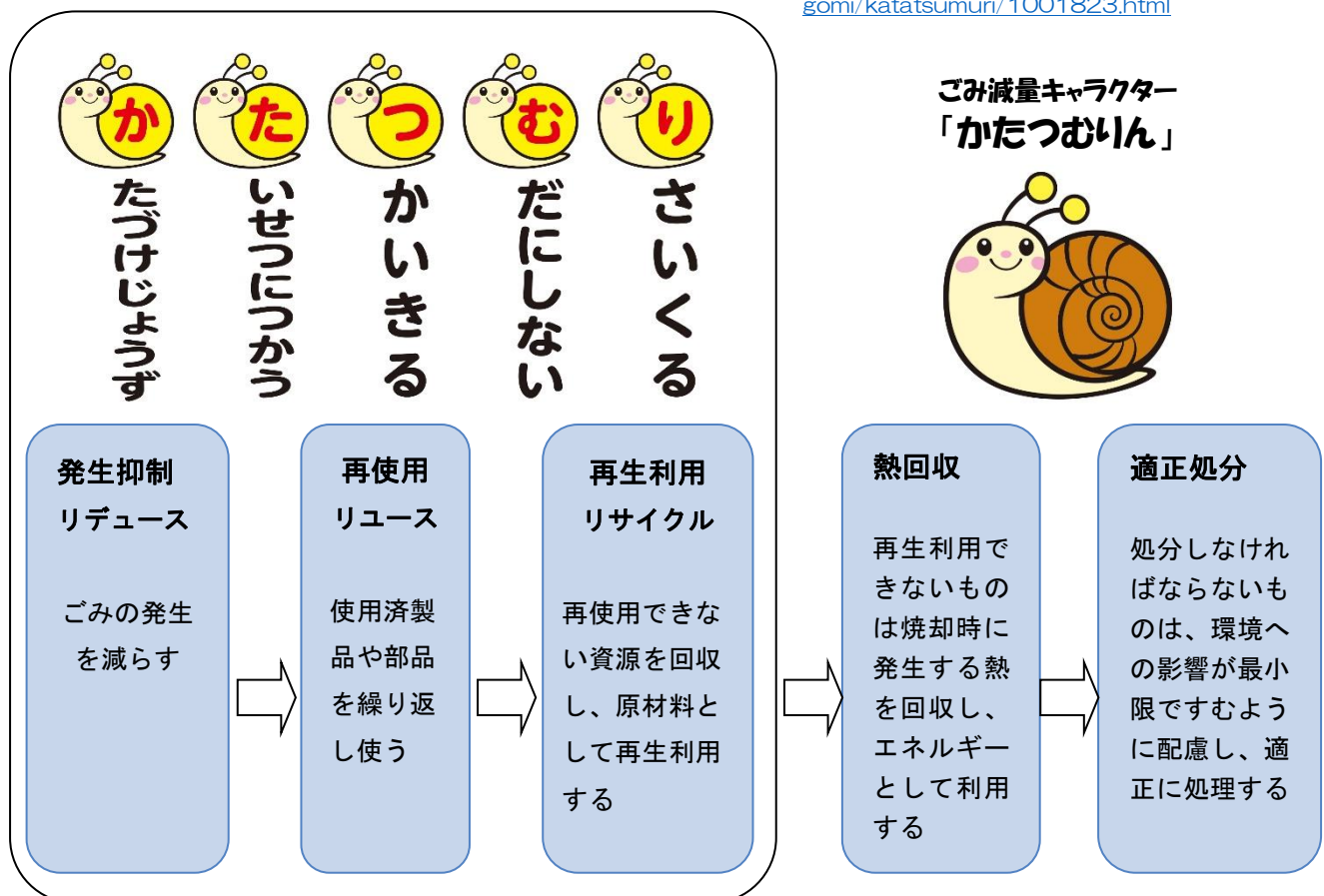
これまで私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という生活を営んできました。しかし、それは同時に地球温暖化、資源の枯渇、環境汚染といった深刻な問題を生み出し、ごみの増加に伴う最終処分場の不足という重大な課題にも直面しています。大量に出されるごみを適正に処理するだけではこうした問題は解決できません。これまでの価値観やライフスタイルを見直し、ごみの発生を抑制して、資源を有効に再利用することで、環境への負荷が少ない循環型社会（※P93）へと転換していくことが必要とされています。

板橋区は「東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」を制定し、さらに一般廃棄物処理基本計画（関連P37）を策定して、持続的発展が可能な社会を構築するために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）（※P96）を前提にして熱回収・適正処分の推進による清掃・リサイクル事業に取り組んできました。2011（平成23）年4月からは3Rの考え方をさらに発展、拡大させた「かたつむりのおやくそく」を合言葉に、区民の生活習慣をごみの減量やリサイクルに結びつける「板橋かたつむり運動」を実施しています。

関連するホームページ
「板橋かたつむり運動」を実施しています

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsudoku/gomi/katatsumuri/1001823.html>

図2-2-3 ごみの処理・リサイクルの流れ



区民・事業者とのパートナーシップ

2023（令和5）年度のリサイクル推進員研修会の参加者数は187人と減少傾向にありますが、参加者のアンケート内容を踏まえて研修内容を充実させ、参加者数の増加に努めていきます。

循環型社会を構築するには、区民・事業者と区とのパートナーシップに基づいた取組が必要です。区内各地区では、エコポリス板橋地区環境行動委員会（※P93）が設立され、地域での清掃活動をはじめ、区民を主体とした取組

が行われています。また、ごみ減量・リサイクルに熱意のある区内に在住、在勤又は在学している満18歳以上の者のうち、町会・自治会長等から推薦された者と公募により選出された者（約506名）をリサイクル推進員として委嘱しています。推進員には定期的に研修を受講いただき、情報提供及び情報交換とともに、地域のリサイクルリーダーとして、区や地区環境行動委員会と協働して活動に取り組んでいただいています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
リサイクル推進員研修会参加者数	433 人	↗	275 人	187人	後退

今後の対策：研修内容や実施方法を見直し、引き続き参加者数の増加に努めていきます。

発生抑制

① 清掃・リサイクル出前講座

2023（令和5）年度のごみ減量に関する出前講座の実施回数は44回と概ね横ばいで推移しています。

ごみの減量やリサイクルに関する正しい知識を習得するためには、子どもたちから

の環境学習が大切です。そのため、区内の保育園や幼稚園、小学校等に区の職員が出向き、ごみ減量・リサイクルをテーマにした出前講座を行っています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	43 回	↗	43 回	44回	横ばい

② 生ごみの減量・食品ロスの削減

家庭から出る生ごみの量は、燃えるごみの約30%を占め、そのうち約80%が水分といわれています。生ごみに含まれる水分は運搬の際に余分なエネルギーを消費し、焼却時には炉内の温度を下げってしまう等の弊害を生じます。

区では、家庭から出る生ごみの排出量を削減するため、食品ロス削減等のPRを積極的に行っています。生ごみからたい肥づくり講習会、食品ロス対策講座やフードドライブ等の実施により、生ごみ減量・資源化に努めています。

関連するホームページ
（食品ロス削減に向けて）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tet/sudoku/gomi/loss/index.html>



■ 食品ロス削減国民運動ロゴマーク
愛称「ろすのん」

《食品ロス削減に向けた取組》

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」と言い、日本における「食品ロス」の量は年間472万t（2022（令和4）年農林水産・環境省推計値）にも及びます。

また、SDGsの目標「12：つくる責任 つかう責任」のターゲット12.3（※P94）では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」と述べられています。

食べ物を大切にする気持ちや「MOTTAINAI」の再認識につなげ、区民の皆様や事業者の方々とは区が一体となって食品ロスの削減をめざした、板橋区における取組をご紹介します。

① いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動

12月から1月を「食べきりチャレンジ月間」とし、小盛メニューや量り売りなどの食品ロスを減らす取組をしている飲食店・小売店等の協力を得て、店舗と利用者が共に食べきることに取り組んでいます。

② 食品ロス対策講座

専門家による講座を開催し、食品ロス問題から持続可能な社会を考え、行動するためのヒントを学びました。

③ フードドライブ

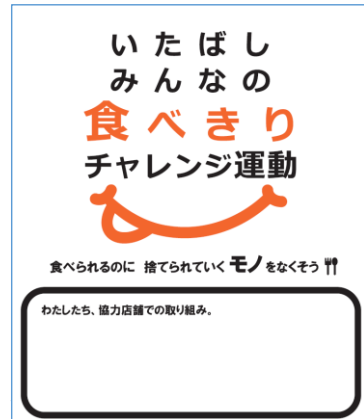
フードドライブとは、家庭で使いきれない食品や飲料を持ち寄り、ドバンクなどを通じ、広く地域の福祉団体や施設などに提供する活動です。板橋区では、食品ロスの削減と食品の有効活用を図るため、2016（平成28）年度からフードドライブを開始し、提供いただいた缶詰やインスタント・レトルト食品、調味料や菓子、米などは、フードバンク団体などにより、食品や飲料を必要としている団体や個人へ届けられています。

2020（令和2）年度からは区内18地域センターにおいて、2022（令和4）年度からは子ども家庭総合支援センターや区内の一部店舗において常時、食品を預かることができるようになりました。

これにより2023（令和5）年度は常設窓口にて6239.3kgの食品や飲料をご提供いただきました。

④ いたばし×タバスケ

区は食品ロス削減のため、余ってしまった食品のマッチングをさせるサービスである、タバスケの利用を推進しています。



■ フードドライブ

リサイクルプラザ

区内で回収されたびん・缶を選別・圧縮する「処理ゾーン」とリサイクルを啓発する「プラザゾーン」があります。

「プラザゾーン」では、びん・缶の処理の様子を見学することができます。また、家庭で不用になった家具を販売するほか、多目的室の貸し出し、リサイクルを推進するための様々な展示やイベントなどを行っています。また、荒川河川敷を利用する方のためのコインロッカーやシャワー室があり、区民の方に広く利用していただける施設をめざしています。



■ リサイクルプラザ

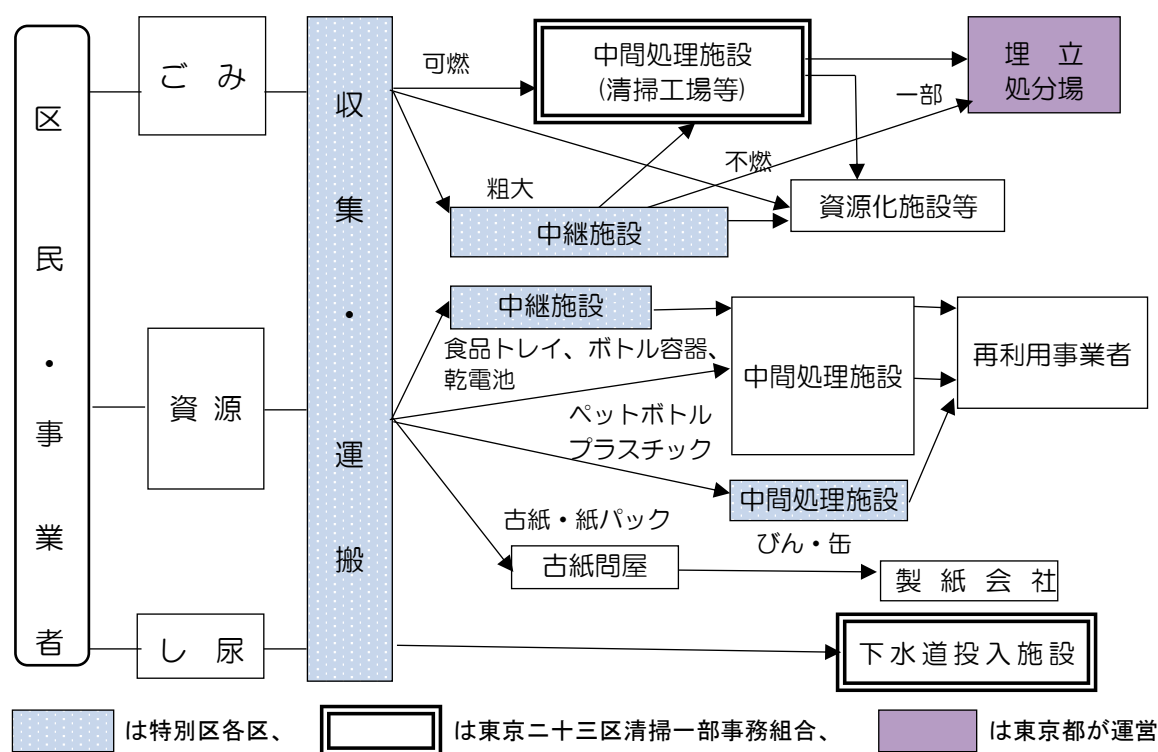
関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/plaza/index.html>（区HPリサイクルプラザのご案内）
<https://itapla.com/>（リサイクルプラザHP）

(2) 適正で効率的なごみ収集・処理体制の構築・運用



図2-2-4 現在の清掃事業の運営形態



清掃リサイクル事業の運営

① 事業形態

(Ⅰ) 収集・運搬

特別区各区が実施しています。

(Ⅱ) ごみの中間処理、し尿の処分

23区が共同で設立した東京二十三区清掃一部事務組合が処理を行っています。

(Ⅲ) 最終処分

東京都が設置・管理する東京港内の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を使用しています。

② 清掃一部事務組合の設置

燃やすごみ（以下「可燃ごみ」という。）の中間処理及び燃やさないごみ（以下「不燃ごみ」という。）・粗大ごみの中間処理並びにし尿の処分を特別区が共同で行うために、地方自治法第284条の規定に基づいて「東京二十三区清掃一部事務組合」を設置しています。

③ 清掃協議会の設置

廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務の管理執行及び付随する連絡調整事務を行うため、各特別区及び清掃一部事務組合は地方自治法第252条の2の規定に基づいて「東京二十三区清掃協議会」を設置しています。2013（平成25）年度には、事務の効率化を図るため、23区から一般廃棄物処理業の許可等の事務が移管されました。

ごみ出しルールの徹底

① 指導業務の充実

区では、ごみ出しルールの周知徹底を図るため、各地域で区民や事業者との対話を中心

にした「ふれあい指導」を積極的に展開しています。集積所に出されたごみを調査し、分別が不徹底であるものや、事業系ごみで有料ごみ

処理券が未貼付又は料金不足のものなどについて、排出者を調査し、各家庭・事業所等を訪問して直接説明及び指導をしています。

単身者や外国人世帯の多い集合住宅では、ごみ出しルールが周知されていないことなどから分別の不徹底が見られる場合があるため、管理人と連携した周知や戸別に英語・中国語・韓国語のチラシを配付するなどの対応を行っています。

また、適正排出されていない場合は、収集車の待ち時間を活用して、ごみの正しい分け方・出し方等を説明し、ごみ出しルールの徹底に努めています。

関連するホームページ
(集積所の美化等について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/seiso/1001904.html>

② 商店街戸別収集事業

2003（平成15）年2月から、商店街の美観の向上、廃棄物の分別の徹底、カラス対策の推進、有料ごみ処理券の貼付率の向上等を目的とした、商店街戸別収集を実施し、排出者の意識の向上を図っています。

③ 大規模建築物等への排出指導

階数3以上かつ戸数10以上の集合住宅、及び敷地面積1,000㎡以上若しくは延べ面積2,000㎡以上の事業用建築物に対して、廃棄

物保管場所等の設置を指導しています。

また、事業用途部分が1,000㎡以上の事業用大規模建築物については、廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の作成・提出を義務づけ、廃棄物の減量と適正な処理を求めています。さらに、事業用建築物への立入調査や廃棄物管理責任者を対象とした講習会を行い、廃棄物の減量及びリサイクルの徹底を図ることにより、事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）の減量に努めています。

関連するホームページ
(大規模建築物について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduku/seiso/1001906.html>

④ 資源物持ち去り対策について

2015（平成27）年4月に施行された「板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例」では、資源の種類及び集積所の定義の明確化を図り、排出された資源の持ち去りを規制する改正を行い、持ち去り者に対する罰則規定を新設しました。

また、取り締まりを行うことで実効性を担保していくために、青色パトロールカーを利用した継続的なパトロールを実施しています。

関連するホームページ
(資源物持ち去り対策について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shigen/1001864.html>

ごみ収集

2023（令和5）年度の家庭ごみ及び事業系ごみの排出量は概ね減少傾向にあります。

板橋区を含め23区では、以前は廃プラスチックを焼却に適さないごみとして、不燃ごみとして収集し、ほとんどが最終処分場に埋め立てられてきました。現在の最終処分場である中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港内に残された最後の埋立処分場であり、一日でも長く使用できるようにしなければなりません。

そのため2008（平成20）年度から、廃プラスチックを可能な限りリサイクルしたうえで、なお、ごみとして排出される廃プラスチックを不燃ごみから可燃ごみに変更し、清掃工場で焼却を行い熱エネルギーとして回収する「サーマルリサイクル」を始めました。直接埋め立てを行わずに焼却し埋立処分量を削減することで、最終処分場の延命化を図っています。そして2024（令和6）年度からプラスチックを資源として回収し、ごみの削減を進めます。

また、板橋区では2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化に取り組んでいます。

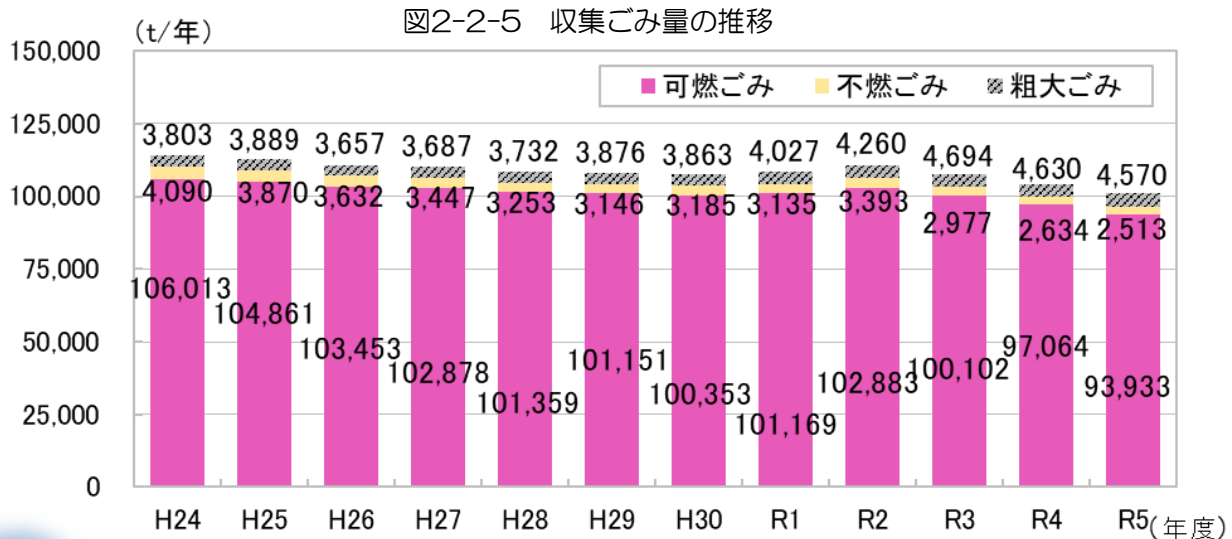
① 収集回数

区では「可燃ごみ」週3回、「不燃ごみ」月2回の収集を行っています。

また、区民の利便性を考慮し、「粗大ごみ」を毎日区内全域で収集しています。

② 収集量

区が収集するごみの量は、次の図に示されるとおり、概ね減少傾向にあります。この要因としては、資源分別回収の普及等が考えられます。なお、2020（令和2）年度はコロナ禍の影響で増加したものの、2021年度（令和3）年度以降は減少しています。



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
家庭ごみの排出量（可燃・不燃・粗大ごみ）	110,742 t	↘	104,328 t	101,016 t	進展
事業系ごみの排出量（可燃持ち込みごみ）	29,520 t	↘	30,020 t	28,306 t	進展

今後の対策：コロナ禍の影響もあり、「家庭ごみの排出量」「事業系ごみの排出量」は減少傾向で推移していますが、今後ともごみ減量についての啓発等の充実を図っていきます。

③ 高齢者・障がい者世帯の戸別回収

2023（令和5）年度の高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数は、2022（令和4）年度と比較し微減しましたが、概ね増加傾向にあります。

区は、ごみを集積所へ持ち出すことが困難な一人暮らしの高齢者や障がい者等の世帯に対して、ごみの戸別収集を実施しています。

ごみは何日間も排出されていないなど、戸別収集の際に異変があると認められる場合には、緊急連絡先に連絡するなど、安否の確認も行っています。また、事前面接などの時に希望する方には、収集の際に「広報いたばし」を配付しています。

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	783 件	↗	916 件	908 件	進展

関連するホームページ
（高齢者・障がい者世帯のごみ戸別回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsu/duki/gomi/seiso/1001905.html>

資源回収

① 集積所回収

2023（令和5）年度の資源回収量は概ね横ばいで推移しています。

現在、区内全域のごみ集積所（2024（令和6）年4月1日現在、約25,600か所）において、週1回古紙、びん、缶、ペットボトルを回収する資源回収を行っています。

また、2016（平成28）年6月から一部地域・マンションで、食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器の回収を行っています。そして2024（令和6年度）から区内全域でプラスチックの回収を実施しています。

関連するホームページ
（資源とごみの正しい分け方・出し方）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/shigen/1001856.html>

② 拠点回収

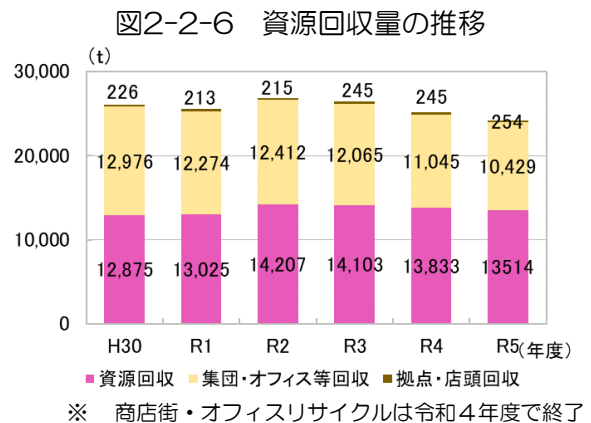
2023（令和5）年度拠点回収量は概ね横ばいで推移しています。

区では、区民の皆さんがいつでも資源を出せる方法として、地域センターなどの区内の公共施設を中心に紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器・廃食用油・古布・古着・ハブラシを回収するボックスを設置しています。

※ 紙パック・乾電池・食品用トレイ・プラスチック製ボトル容器については令和7年3月末で廃止します。

また、2013（平成25）年度からは使用済小型家電（※P94）の回収を開始しました。使用済小型家電は「都市鉱山」ともいわれ、その中には鉄や銅、金や銀などの貴金属、「レアメタル」といわれる希少金属など、様々な鉱物が含まれています。このような資源をリサイクルし有効に活用するための取組として、2014（平成26）年1月より、区内に回収ボックス（2024（令和6）年4月1日現在、13か所）を設置して拠点回収を実施しています。

回収の対象は、最大辺が30cm未満で、回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に投入可能な小型家電とし、回収後は国の認定事業者に引き渡し、法に基づいた適切な処理を行います。



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
資源の回収量	13,869 t	—	14,079 t	13,768 t	—
資源回収品目数 ^{※1}	11 品目	↗	11 品目	12品目	進展
小型家電の資源売却量 ^{※1※2}	544,570 kg	↗	438,999 kg	431,117 kg	後退

※1 「資源回収品目数」「小型家電の資源売却量」は環境施策1「板橋かたつむり運動の推進」の指標であるが、「資源回収」に関する取組としてまとめて表記する

※2 「小型家電の資源売却量」は、逆有償（排出側が処理側に代金を支払うこと）が発生しているため、基準年値・実績値ともに「資源回収量」とする

今後の対策：費用の面や区民の利便性の点から、資源回収品目を増やすことは、なお検討が必要です。現状では、資源回収品目を増やすことより、資源回収・拠点回収による回収量の増加に努めていきます。

関連するホームページ
（拠点回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/kyoten/index.html>

ごみの処理

下図に板橋区のごみの流れを示します。区内で発生したごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに分かれ、それぞれ種類に応じた適正な処理がなされています。

① 可燃ごみ

可燃ごみは、清掃工場で焼却処理しています。焼却処理によって生じた焼却灰は、セメント原料化や徐冷スラグ化（※P94）（図2-2-7注釈参照）し、建設・土木資材等として利用されています。また、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用して、熱供給や発電を行います。

板橋区の大部分の可燃ごみを焼却処理する板橋清掃工場では、工場から排出されるダイオキシン類を削減するためのプラント更新工事が実施され、2002（平成14）年11月から稼働を再開しています。また、区の可燃ごみはこのほか、近隣の清掃工場で焼却処理され、この焼却灰と、板橋清掃工場で焼却処理後に生じた焼却灰は、プラント更新時に新たに併設された灰溶融施設でスラグ化されてきました。

しかしながら、2011（平成23）年の東日本大震災以降の電力需要のひっ迫等に鑑み、2016（平成28）年度から、板橋清掃工場の灰溶融施設は休止となったため、焼却灰の一部はセメント原料化され、新たな有効利用が始められました。また、2018（平成30）年度からは、徐冷スラグ化の取組も開始しています。

② 不燃ごみ

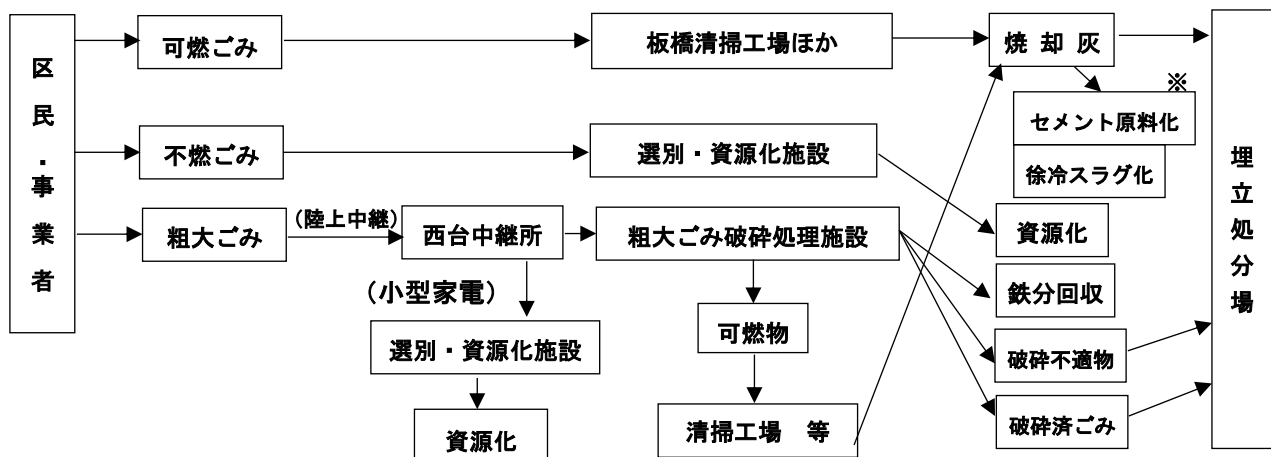
不燃ごみは、2017（平成29）年度より不燃ごみの全量を民間の資源化施設に搬入し、資源化しています。

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設で破碎減容化され、鉄を資源として回収した後、可燃物は清掃工場へ逆送され焼却し、不燃物・焼却不適物は埋立処分されています。

なお、2014（平成26）年度より西台中継所に搬入した粗大ごみのうち、小型家電を小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の資源化施設に搬入し、資源化しています。

図2-2-7 板橋区のごみの流れ



※ 可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。焼却灰と飛灰は、ともに埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取組を進めています。また、平成30年度からは徐冷スラグ化の取組も開始しています。

セメント原料化とは、焼却灰を民間のセメント工場へ自動車・鉄道貨物・船舶で運搬し、ポルトランドセメント（P95）の原料の一つである粘土の代替原料として使用するものです。

徐冷スラグ化とは、焼却灰と飛灰をセメント原料化と同様に民間の施設まで運搬し、溶融処理した後にゆっくりと冷却（徐冷）させ、石状のスラグをつくり、道路工事の材料などで使用するものです。

《プラスチックごみ問題》

2020（令和2）年7月1日からレジ袋等のプラスチック製買物袋の有料化がスタートし、2021（令和3）年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布、2022年（令和4年）4月に施行されました。その背景の1つには、世界的なプラスチックごみの海洋流出問題があります。



Plastics
Smart

（環境省ホームページより引用）

プラスチックは安価で扱いやすく、衛生的であることから様々な製品に使用されるほか、容器包装や梱包材としても広く使われています。その一方で、プラスチックのほとんどは再利用されず、使い捨てとなっています。日本においても、年間約9,400万トンのプラスチック廃棄物が排出され、そのうち2～6万トンが河川や海洋などといった環境に漏出していると考えられています。

このように回収されずに河川を通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050（令和32）年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。また、近年、マイクロプラスチック（一般に5mm以下の微細なプラスチック類）による海洋生態系への影響が懸念されています。

環境省では、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、消費者・自治体・企業などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を進めることを後押しするための「プラスチックスマート」キャンペーンを実施しています。

《循環経済（サーキュラーエコノミー）》

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。資源・エネルギーや食糧需要の増大や廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たな競争力の源泉となる可能性を秘めており、現に新たなビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。（環境省ホームページより）

区民・事業者主体のリサイクル

① 集団回収

2023（令和5）年度の集団回収登録団体数は896団体と、概ね横ばいで推移しています。

集団回収とは、住民の皆さんが10世帯以上集まって団体をつくり、家庭から出る古紙や古布などの資源を日時や場所を決めて集め、民間の資源回収業者に引き渡す自主的な資源回収活動です。団体には町会・自治会、学校PTA、集合住宅の管理組合など様々な形態があります。

区では、集団回収団体に対して資源の回収量に応じた報奨金を支給するなど、集団回収活動を支援しています。

集団回収の実施を通して、区民の皆さんのごみ・資源の分別に対する意識が高まり、効率よく良質な資源が集められるとともに、集団回収活動を通して協力しあうことで、地域の皆さんの交流が深まります。今後も引き続き、集団回収事業の継続を支援していきます。

関連する
活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和4年度	実績値 令和5年度	進捗度
集団回収登録団体数	883 団体	↗	893 団体	896 団体	横ばい

今後の対策：登録団体数に大きな変化はなく、古紙相場の下落に伴う収益悪化により回収業者が撤退しているため、今後も回収の効率化や制度の充実を図り、事業継続を支援していきます。

関連するホームページ
（集団回収）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/1ki/gomi/kaishi/1001910.html>

② 商店街・オフィスリサイクル ※令和5年3月31日で終了

板橋区オフィスリサイクルシステム及び板橋区商店街リサイクルシステムは、板橋区資源リサイクル事業協同組合が運営しており、中小規模の事業者が参加しやすいように構築された事業系古紙回収システムであるため、区はこの事業を側面から支援しました。

オフィスリサイクルでは、事業所から出る上質紙（OA用紙等）、新聞、シュレッダー処理紙、段ボール、雑誌などを、専用回収袋や紙テープにより、週1回、決まった曜日に回収しました。

商店街リサイクルでは、商店街単位で定期的に段ボールを回収しました。

関連するホームページ
(事業系ごみ・浄化槽)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/jigyuu/index.html>

3 関連計画

一般廃棄物処理基本計画

区では、2018（平成30）年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」を策定しました。

この計画は、2012（平成24）年3月に策定された前計画の進捗状況を評価・検証し、ごみ減量やリサイクルの取組をさらに推進していくため、廃棄物施策の再構築と強化を図ったものです。

基本理念「人と環境が共生する循環型都市

『エコポリス板橋』を実現する」、2つの達成目標、6つの基本方針については、前計画を踏襲しています。

区民1人1日あたりの資源・ごみ量及びリサイクル率の数値目標については、新たに目標を設定しました。

また、基本方針等を達成するために、5つの個別計画を掲げています。

① 数値目標

項目	2021(令和3)年度	2025(令和7)年度
区民1人1日あたりの資源・ごみ量	626 g	598 g
リサイクル率	26%	28%

② 重点施策

- (Ⅰ) 情報発信・普及啓発計画
- (Ⅱ) 発生抑制計画
- (Ⅲ) 再生利用促進計画
- (Ⅳ) 収集運搬計画
- (Ⅴ) 適正処理・処分計画

関連するホームページ
(板橋区一般廃棄物処理基本計画)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/gomi/1045124/1001925.html>

◇ 2023（令和5）年度の種別資源化量・回収量（換算単位は、1000未満四捨五入）

<資源回収・拠点回収・不燃ごみ資源化量>

アルミ缶	1,004トン	350ml (18g) 缶換算	55,778,000本
スチール缶	476トン	350ml (58g) 缶換算	8,207,000本
リターナブルびん (※P95)	155トン	ビール大びん (610g) 換算	254,000本
ワンウェイびん	3,680トン	120ml ドリンクびん (145g) 換算	25,379,000本
新聞紙	796トン	立ち木換算	16,000本
※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当			
雑誌	1,277トン	立ち木換算	26,000本
段ボール	3,071トン	立ち木換算	61,000本
雑がみ(紙パック、紙箱、紙袋、OA用紙)	128トン	立ち木換算	3,000本
紙パック(拠点回収分)	34トン	1パック(30枚 1kg) 換算	1,020,000枚
乾電池	48トン	単一乾電池(100g) 換算	480,000個
ペットボトル	2,417トン	500ml ボトル(26g) 換算	92,962,000本
食品用トレイ	18トン	食品用トレイ(6g) 換算	3,000,000枚
ボトル容器	22トン	ボトル容器(50g) 換算	440,000本
古布・古着	139トン	Tシャツ(130g) 換算	1,069,000枚
廃食用油	6トン		
使用済小型家電	8トン		
不燃ごみ資源化	2,513トン		

※ 種別数値(資源化量)は、それぞれ回収後に水分や異物などを取り除いた量であり、これらを合計した数値と図2-2-6に掲載しているグラフの数値とは一致しません。

<集団回収量>

アルミ缶	163トン	350ml (18g) 缶換算	9,056,000本
スチール缶	25トン	350ml (58g) 缶換算	431,000本
リターナブルびん(※P95)	—トン	ビール大びん (605g) 換算	—本
新聞紙	2,839トン	立ち木(50kg/本) 換算	57,000本
※古紙1トンは樹齢20～30年の立ち木20本に相当			
雑誌	2,793トン	立ち木換算	56,000本
段ボール	4,403トン	立ち木換算	88,000本
紙パック	3トン	立ち木換算	60本
古布	202トン	Tシャツ(130g) 換算	1,554,000枚